

# 業務用自動車賃貸借契約書（案）

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約）

沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は業務用自動車（以下「物件」という。）の賃貸借及び保守に関し、次のとおり契約する。

（契約の対象物件）

第1条 乙は甲に対し次に掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

- (1) 年式・車名
- (2) 登録番号
- (3) 車台番号
- (4) 車体色
- (5) 数量 1台

なお、賃貸借を行う上記車両に係る詳細仕様については、別添「業務用自動車賃貸借契約車両仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

2 契約期間開始日に納品ができない事由等が生じた場合は、乙は甲に対し、契約車両と同等程度の代車を提供しなければならない。

（目的）

第2条 この契約書は、物件を甲が常時正常な状態で稼働し得るように、乙が保守し、甲の使用に供することを目的とする。

（物件の設置）

第3条 物件の保管場所は、沖縄県那覇市西3丁目11番1号とする。

（賃貸及び保守期間）

第4条 契約期間は、令和8年（2026年）5月1日から令和13年（2031年）3月31日までとする。

（物件の引き渡し）

第5条 乙は、道路運送車両法に基づく全ての手続き及び整備を完了し、すみやかに甲に引き渡すものとする。

（契約不適合責任）

第6条 引き渡された車両が契約の内容に適合しないものであるときは、甲は乙に対して改善の要求を行うことができる。その場合、乙は誠意をもって必要な措置を講ずるものとする。

（賃貸借料）

第7条 物件の賃貸借料（保守料金込）は、総額 円（月額 円）とする。

（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額は、総額 円とする。）

（注）「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法72条の82及び72条の83の規定に基づき、算出したもので、賃貸借料に110分の10を乗じて得た金額である。

（賃貸借料の請求及び支払い）

第8条 乙は、甲に対し、毎月、前月分の賃貸借料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な請求書の受領日から起算して、30日以内に支払うものとする。

(契約保証金)

第9条 契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の項目に該当する場合は免除とする。

(公租課税)

第10条 物件に対する公租課税は、その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(保険)

第11条 乙は、物件に対し甲を被保険者とする次に掲げる自動車契約保険契約を締結するものとする。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| (1) 車両保険      | 1 事故につき時価まで   |
| (2) 対人保険      | 1 事故につき無制限    |
| (3) 対物賠償責任保険  | 1 事故につき無制限    |
| (4) 搭乗者損害責任保険 | 1 名につき1,000万円 |
| (5) 自賠責保険     | 期間中全額原価算入     |

(第三者に対する損害賠償)

第12条 物件の使用、または保管に起因して第三者に損害を及ぼしたときは、甲が責任を持って解決するものとする。

2 甲は、事故発生の経過・処理状況その他明細等を乙に報告し、乙は報告を受けた後その処理及び解決に全面的に協力するものとする。

(保守点検)

第13条 乙は、物件を甲が常時正常な状態で使用できるよう、次に掲げる点検等を行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備、車検整備等の法定の点検整備
- (2) 法定点検に準じてなされる点検の整備
- (3) その他、通常の使用等に伴う物件の消耗品等の交換
- (4) 物件の整備及び修理は、原則として乙の整備工場（乙が委託した第三者の工場含む）で実施するものとし、緊急その他やむを得ない事情により他で実施する場合は、事前に乙の承諾を得るものとする。

(甲の修理負担)

第14条 前条の規程に拘らず次の場合の修理費は、甲が負担するものとする。

- (1) 甲の故意もしくは重大な過失に起因する修理に要する費用。ただし、修理に要する費用は車両価格を限度とする。
- (2) 保険金で補填されない修理に要する費用
- (3) 甲が乙の承諾なしに実施した修理に要する費用

(代車の提供)

第15条 乙は、定期整備、修理等を行うため、甲が必要としたときは乙は甲に対し、契約条件同等の代車を無償で貸与するものとする。

(物件の使用、保管)

第16条 甲は、善良な管理者の注意を持って物件を使用し保管するものとする。

(物件の返却)

第17条 第4条によりこの契約が終了した場合、甲は物件を速やかに返還しなければならない。ただし、物件の契約期間満了までに甲から継続賃貸借の意思表示があった場合は、継続賃貸借契約により継続することができる。

(解除)

第18条 契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、甲は本契約を解除できるものとする。乙はそれによって損害を生じた場合は、甲に請求することはできない。

2 甲は、乙が次の各号に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第19条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降のすべての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条第2項各号に該当するものをいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第20条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を所管裁判所とする。

(その他)

第22条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を遵守するものとし、この契約条項に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 玉城 康裕

乙